

御殿場市

屋外広告物の 表示ルール

御殿場市では、屋外広告物の安全性を確保するとともに、良好な景観を形成し、風致を維持するため、屋外広告物を表示する場所や方法について、「御殿場市景観計画」「御殿場市総合景観条例」によってルールが定められています。

本冊子は、基準の概要のため、詳細は御殿場市景観計画、御殿場市総合景観条例をご確認ください。

または、御殿場市ホームページ内で「御殿場市 景観計画」で検索してください。



1 規制内容



1. 禁止広告物

次に掲げる広告物又は掲出物件は、どんな場合にも表示することはできません。

- (1) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (2) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (3) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- (4) 交通の安全を阻害するもの

2. 禁止物件

次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出することはできません。

- (1) 次の物件には、原則として広告物を表示することはできません。
 - ① 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯 等
 - ② 垣、柵、擁壁 等
 - ③ 街路樹、路傍樹、保存樹 等
 - ④ 信号機、道路の附属物（道路標識、道路上の柵、こま止め、里程標 等）
 - ⑤ パーキング・メーター
 - ⑥ 火災報知機、消火栓、火の見やぐら 等
 - ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器 等
 - ⑧ 送電塔、送受信塔、照明塔
 - ⑨ 煙突、排気塔 等
 - ⑩ ガスタンク、水道タンク 等
 - ⑪ 銅像、神仏像、記念碑 等
 - ⑫ 道路路面
- (2) 次の物件には、はり紙、はり札、立て看板、広告旗を表示することはできません。
 - ① 電柱、街灯柱 等



3. 許可基準

《共通基準》

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること
- (4) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること
- (5) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること
- (6) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと

《個別基準》

屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限として、以下の地区で基準を定め、規制・誘導を行っていきます。

禁止地域 (一般広告物の掲出を禁止する地域)	許可地域 (許可を受ければ一般広告物の掲出ができる地域)
①東山・二の岡地区	⑤御殿場駅周辺地区
②国道 138 号等沿道地区	⑥普通規制地区
③国道 246 号沿道地区	
④一般規制地区	

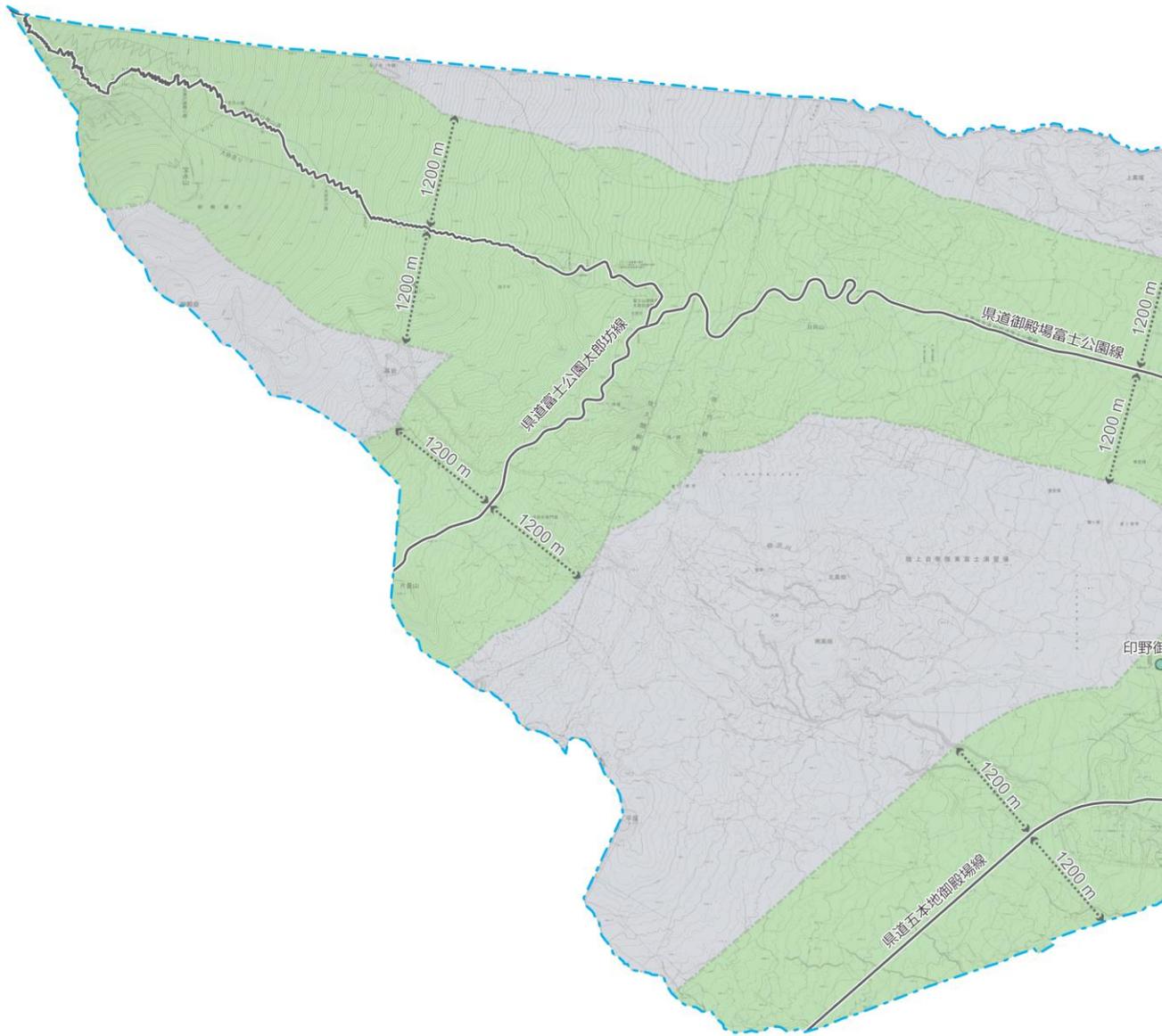
- ★ 自家広告物とは、店舗、事業所、営業所等に、自己の氏名や店名、営業内容等が表示されている広告物のことです。
- ★ 案内広告物とは、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物です。
- ★ 一般広告物とは、自家広告物や案内広告物以外のものを指します。

4. 許可申請が必要な広告物

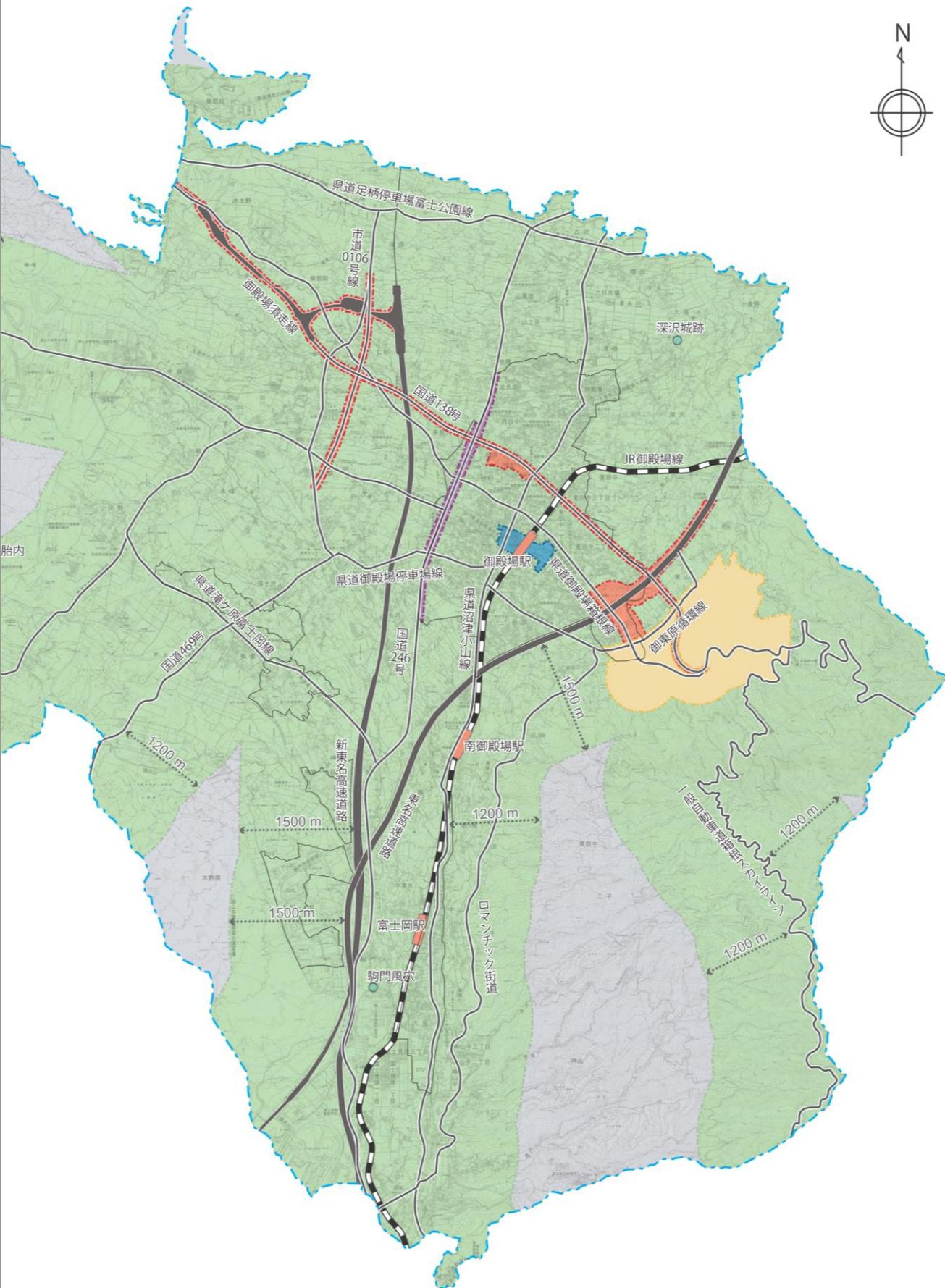
自家広告物、案内広告物において、許可申請が必要な広告物は以下に示す通りです。

	東山・二の岡地区 国道 138 号等沿道地区 国道 246 号沿道地区 一般規制地区	御殿場駅周辺地区	普通規制地区
自家広告物	事業所等の敷地内における表示面積の合計が 5 m ² を超える場合	事業所等の敷地内における表示面積の合計が 10 m ² を超える場合	事業所等の敷地内における表示面積の合計が 20 m ² を超える場合
案内広告物	許可申請が必要	許可申請が必要	許可申請が必要
一般広告物	掲出不可	許可申請が必要	許可申請が必要

《御殿場市 屋外広告物規制図》



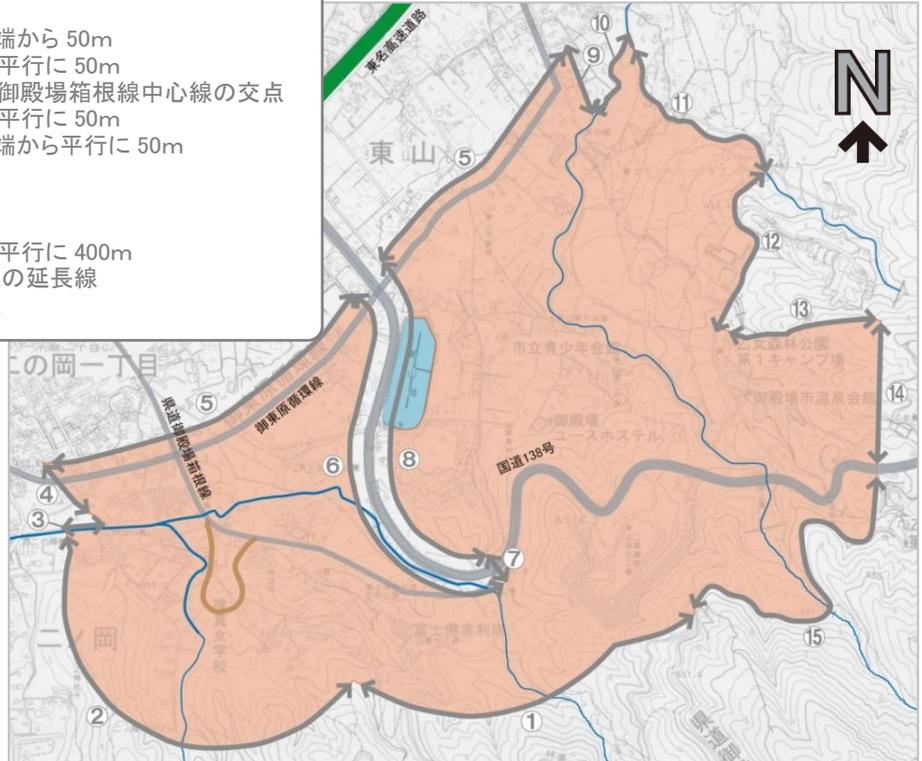
凡 例	
禁止地域	 東山・二の岡地区
	 国道138号等沿道地区
	 国道246号沿道地区
	 一般規制地区
許可地域	 御殿場駅周辺地区
	 普通規制地区



《禁止地域・許可地域の区域》

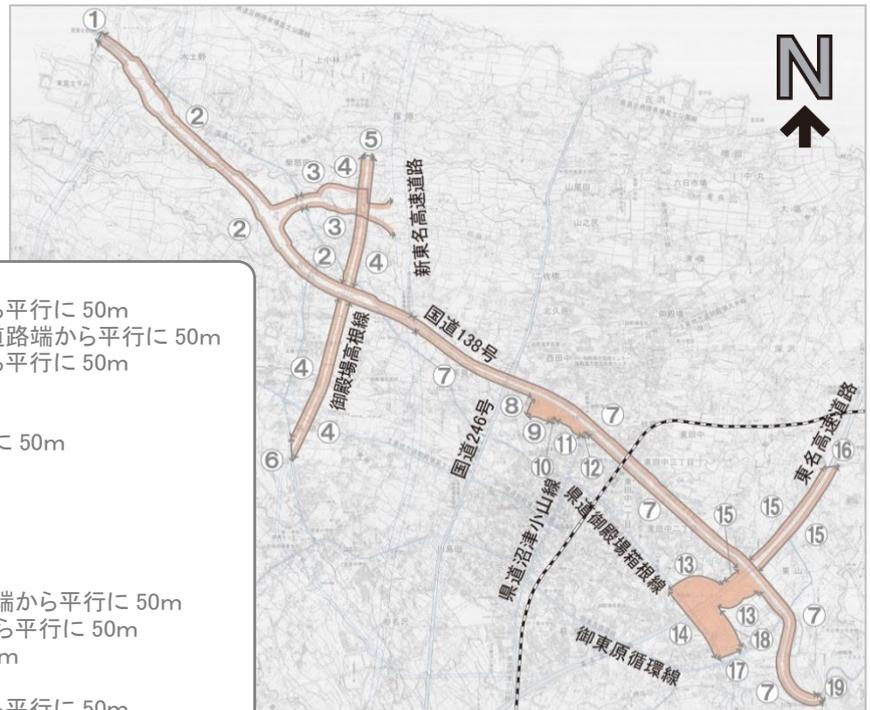
①東山・二の岡地区（禁止地域）

- ①国道 138 号の道路端から平行に 400m
- ②市道 0224、1856 号線の道路端から平行に 400m
- ③押出川中心線
- ④市道 0219 号線中心線
- ⑤(都)御東原循環線の道路端から 50m
- ⑥国道 138 号の道路端から平行に 50m
- ⑦国道 138 号中心線と県道御殿場箱根線中心線の交点
- ⑧国道 138 号の道路端から平行に 50m
- ⑨(都)御東原循環線の道路端から平行に 50m
- ⑩唐沢川中心線
- ⑪地蔵川中心線
- ⑫市道 1944 号線中心線
- ⑬国道 138 号の道路端から平行に 400m
- ⑭県道御殿場箱根線中心線の延長線
- ⑮県道御殿場箱根線中心線



②国道 138 号等沿道地区（禁止地域）

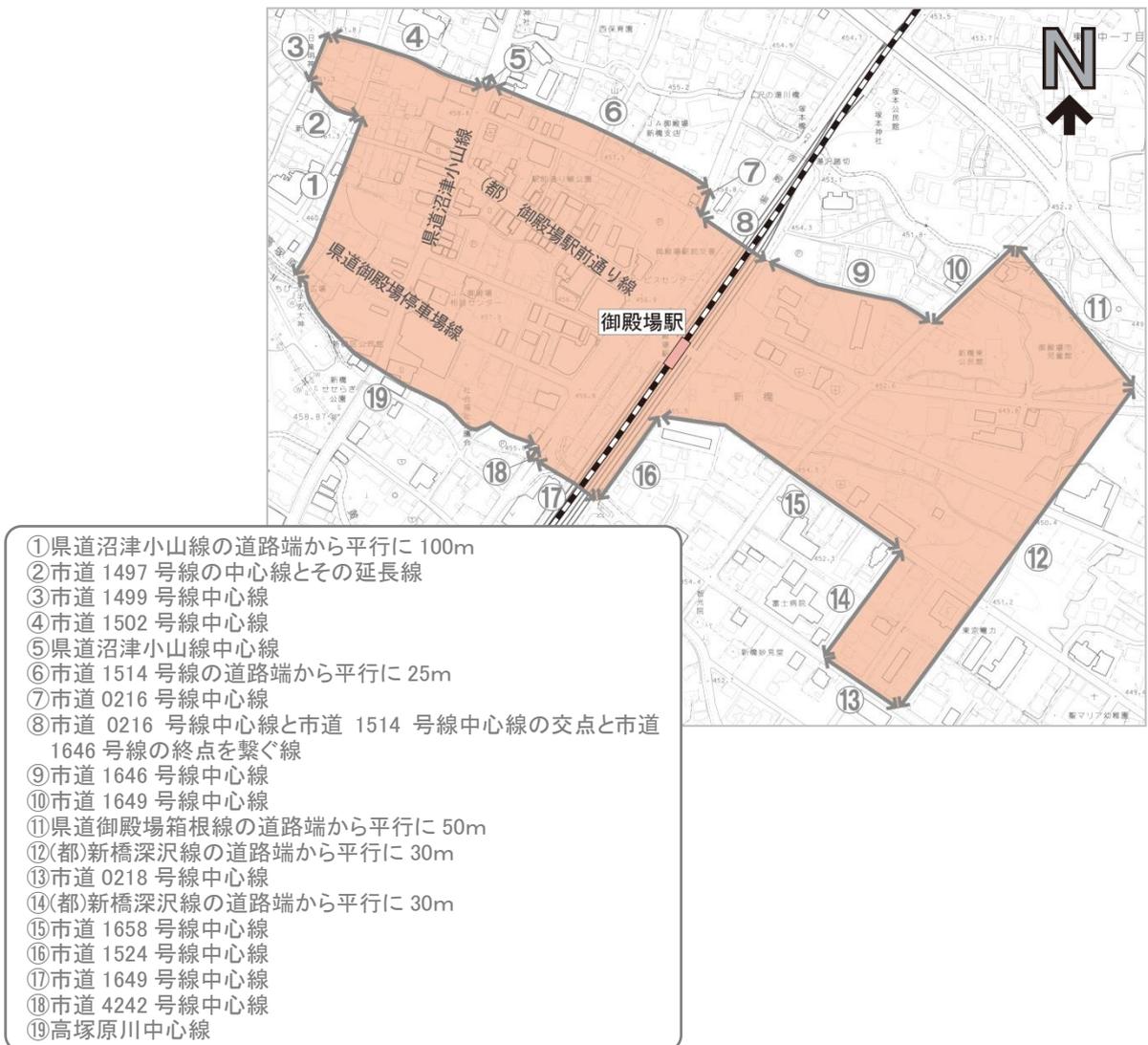
- ①行政界
- ②(都)御殿場須走線の道路端から平行に 50m
- ③(仮)御殿場インターチェンジの道路端から平行に 50m
- ④(都)御殿場高根線の道路端から平行に 50m
- ⑤(都)御殿場高根線の終点
- ⑥国道 469 号中心線
- ⑦国道 138 号の道路端から平行に 50m
- ⑧市道 1186 号線中心線
- ⑨市道 2052 号線中心線
- ⑩市道 1461 号線中心線
- ⑪市道 1453 号線中心線
- ⑫県道沼津小山線中心線
- ⑬御殿場インターチェンジの道路端から平行に 50m
- ⑭県道御殿場箱根線の道路端から平行に 50m
- ⑮東名高速道路の道路端から 50m
- ⑯市道 1578 号線中心線
- ⑰(都)御東原循環線の道路端から平行に 50m
- ⑱県道御殿場箱根線の道路端から平行に 250m
- ⑲国道 138 号中心線と県道御殿場箱根線中心線の交点



③国道246号沿道地区（禁止地域）

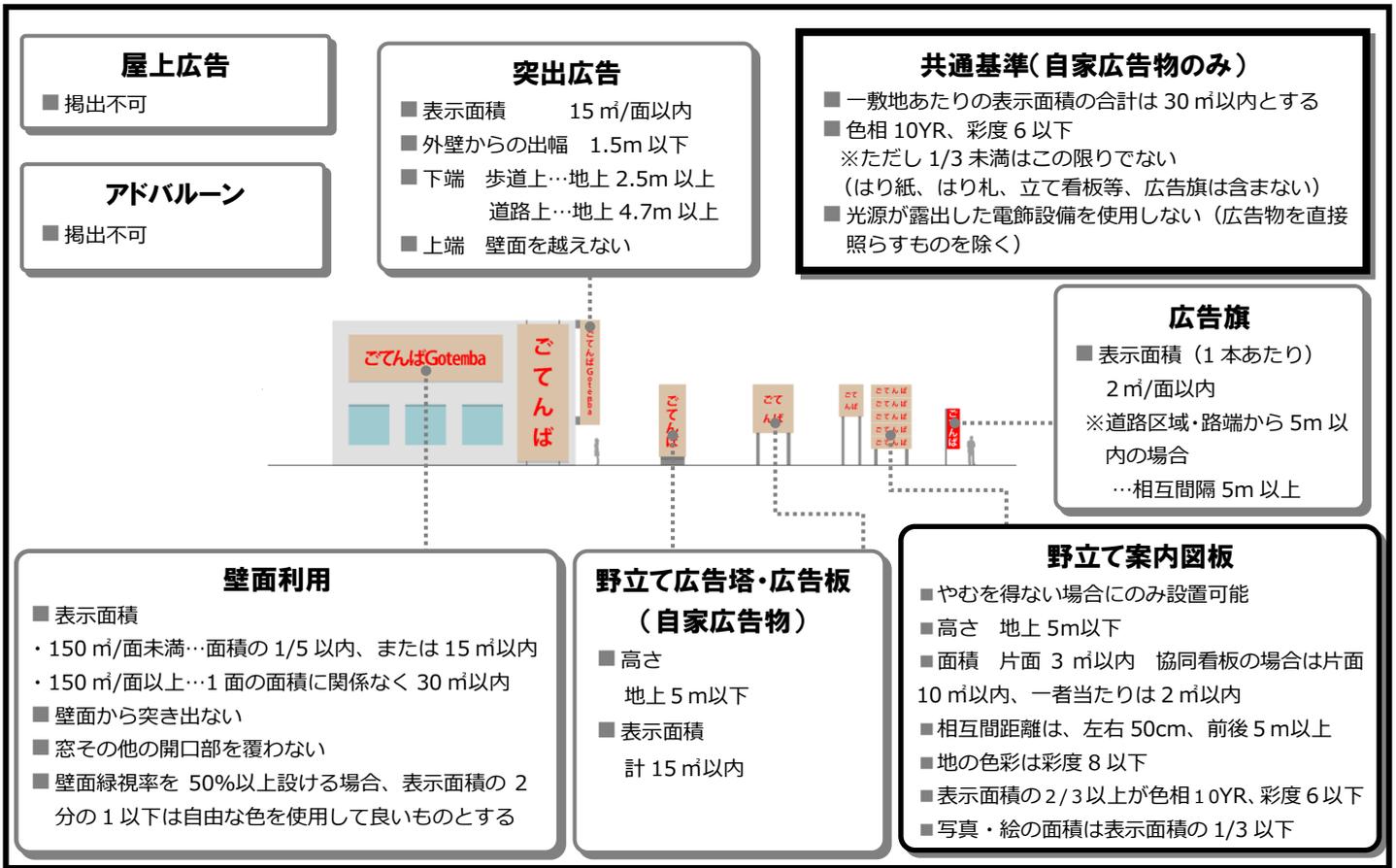


④御殿場駅周辺地区（許可地域）

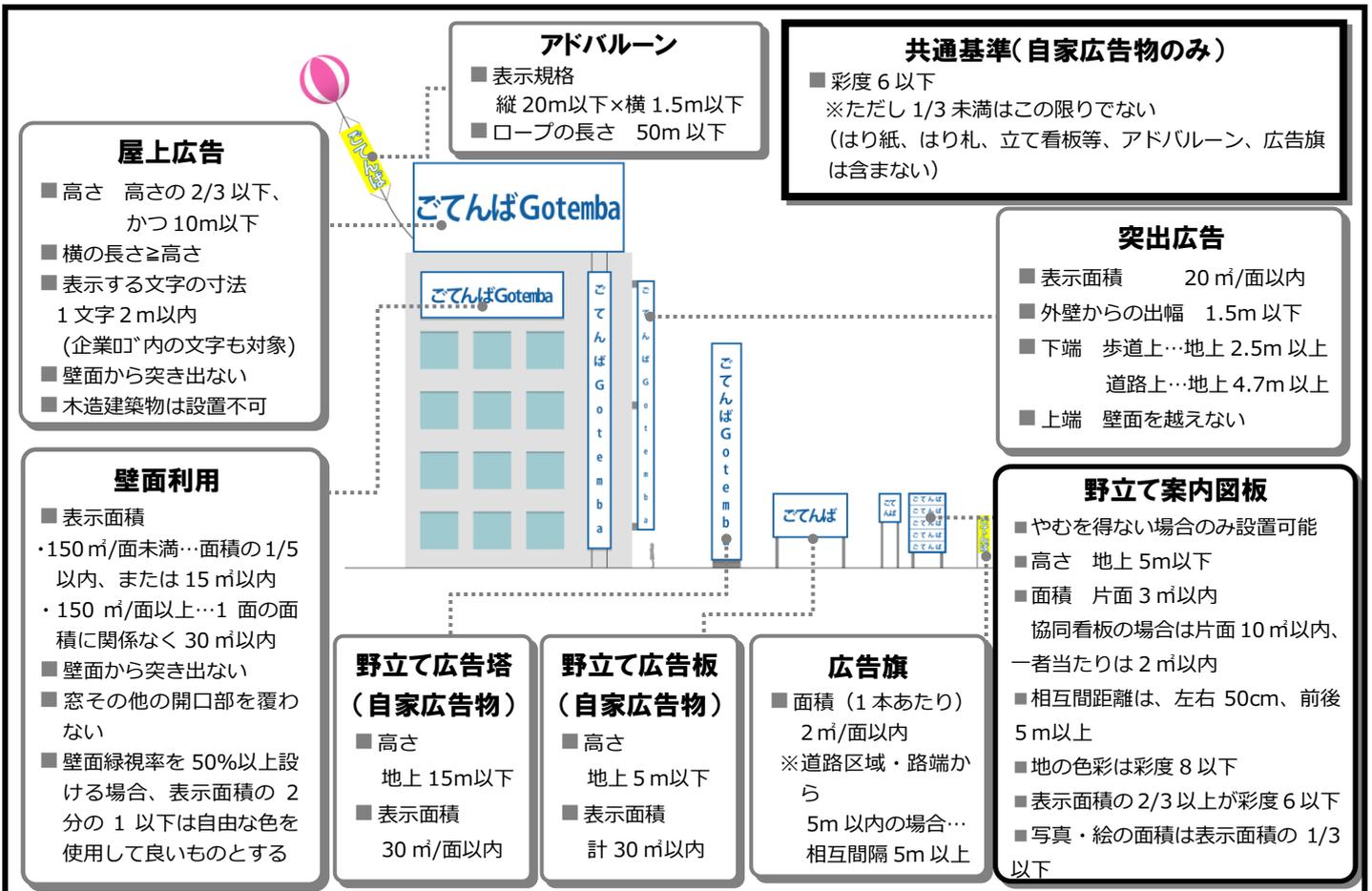


《許可基準の概要》

① 東山・二の岡地区（概要）



② 国道138号等沿道地区（概要）



③ 国道 246 号沿道地区（概要）

屋上広告

- 高さ 高さの 2/3 以下、かつ 10m 以下
- 横の長さ ≥ 高さ
- 表示する文字の寸法 1 文字 2m 以内 (企業ロゴ内の文字も対象)
- 壁面から突き出ない
- 木造建築物は設置不可

アドバルーン

- 表示規格 縦 20m 以下 × 横 1.5m 以下
- ロープの長さ 50m 以下

共通基準(自家広告物のみ)

- 彩度 14 未満 ※ただし 1/3 未満はこの限りでない (はり紙、はり札、立て看板等、アドバルーン、広告旗は含まない)

野立て広告板 (自家広告物)

- 高さ 地上 5m 以下
- 表示面積 計 30㎡ 以内

広告旗

- 表示面積(1本あたり) 2㎡/面以内 ※道路区域・路端から 5m 以内の場合 …相互間隔 5m 以上

壁面利用

- 表示面積
 - ・ 300㎡/面未満 …面積の 1/5 以内、または 15㎡ 以内
 - ・ 300㎡/面以上 …面積の 1/10 以内、または 60㎡ 以内
- 壁面から突き出ない
- 窓その他の開口部を覆わない
- 壁面緑視率を 50% 以上設ける場合、表示面積の 2 分の 1 以下は自由な色を使用して良いものとする

突出広告

- 表示面積 20㎡/面以内
- 外壁からの出幅 1.5m 以下
- 下端 歩道上…地上 2.5m 以上 道路上…地上 4.7m 以上
- 上端 壁面を越えない

野立て広告塔 (自家広告物)

- 高さ 地上 15m 以下
- 表示面積 30㎡/面以内

野立て案内図板

- やむを得ない場合にのみ設置可能
- 高さ 地上 5m 以下
- 面積 片面 3㎡ 以内 協同看板の場合は片面 10㎡ 以内、一者あたりは 2㎡ 以内
- 相互間距離は、左右 50cm、前後 5m 以上
- 地の色彩は彩度 8 以下
- 写真・絵の面積は表示面積の 1/3 以下

④ 一般規制地区（概要）

アドバルーン

- 表示規格 縦 20m 以下 × 横 1.5m 以下
- ロープの長さ 50m 以下

共通基準

- なし

屋上広告

- 高さ 高さの 2/3 以下、かつ 10m 以下
- 壁面から突き出ない
- 木造建築物は設置不可

突出広告

- 表示面積 20㎡/面以内
- 外壁からの出幅 1.5m 以下
- 下端 歩道上…地上 2.5m 以上 道路上…地上 4.7m 以上
- 上端 壁面を越えない

壁面利用

- 表示面積
 - ・ 300㎡/面未満…面積の 1/5 以内、または 15㎡ 以内
 - ・ 300㎡/面以上…面積の 1/10 以内、または 60㎡ 以内
- 壁面から突き出ない
- 窓その他の開口部を覆わない

野立て広告塔 (自家広告物)

- 高さ 地上 15m 以下
- 表示面積 30㎡/面以内

野立て広告板 (自家広告物)

- 高さ 地上 5m 以下
- 表示面積 計 30㎡ 以内

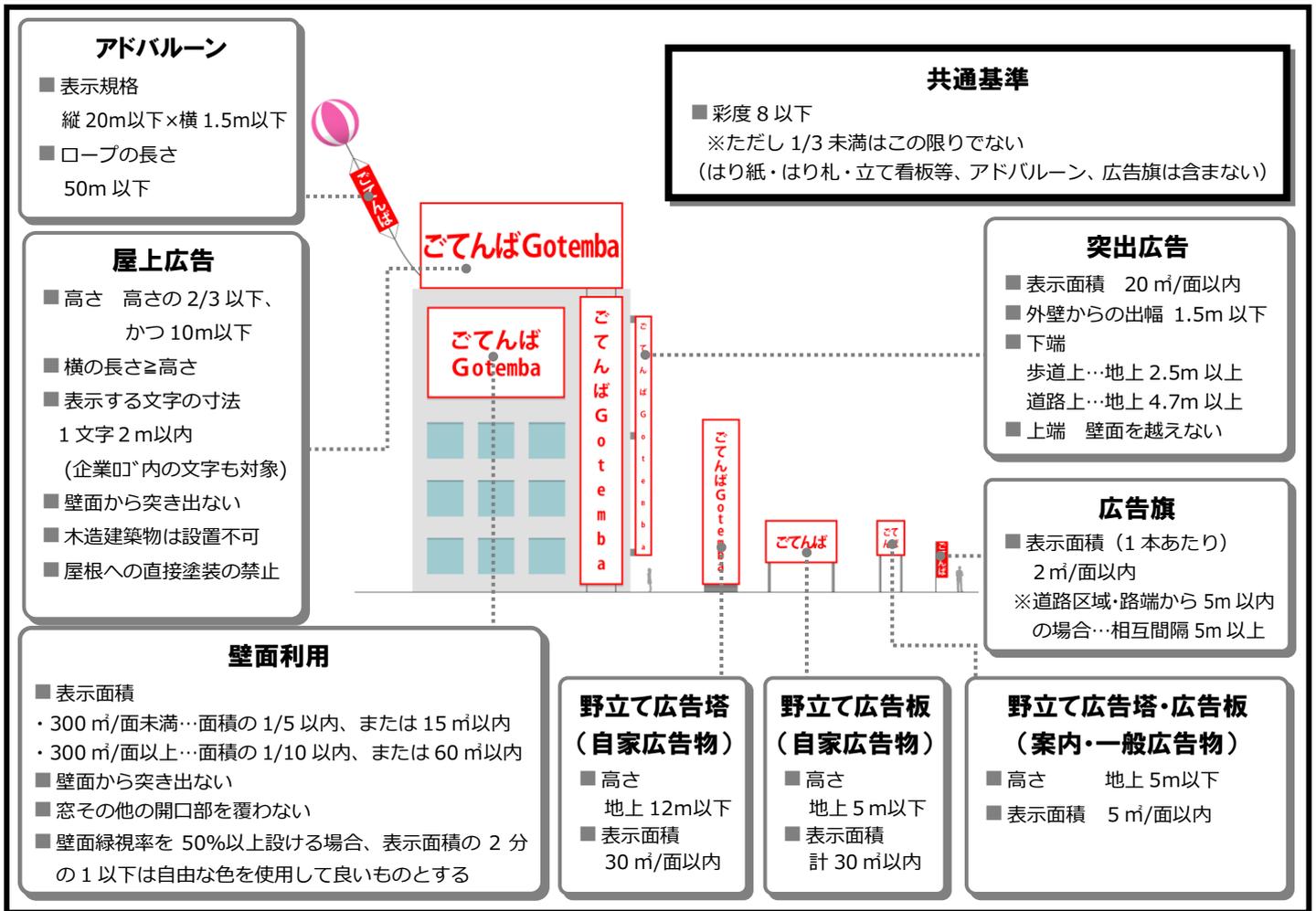
広告旗

- 表示面積 (1本あたり) 2㎡/面以内 ※道路区域・路端から 5m 以内の場合…相互間隔 5m 以上

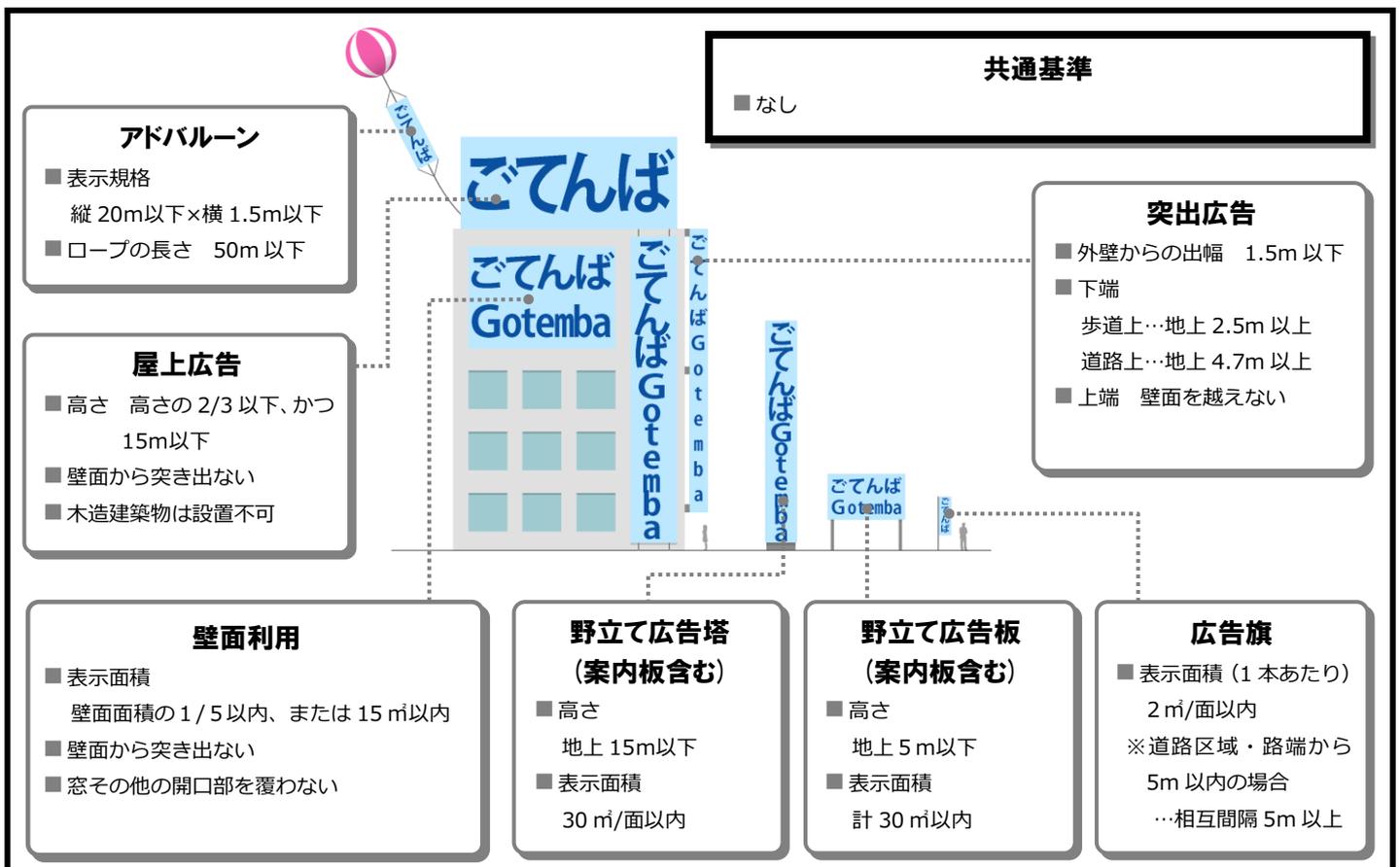
野立て案内図板

- やむを得ない場合にのみ設置可能
- 高さ 地上 5m 以下
- 面積 片面 3㎡ 以内 協同看板の場合は片面 10㎡ 以内、一者あたりは 2㎡ 以内
- 相互間距離は、左右 50cm、前後 5m 以上
- 地の色彩は彩度 8 以下
- 写真・絵の面積は表示面積の 1/3 以下

⑤ 御殿場駅周辺地区（概要）



⑥ 普通規制地区（概要）



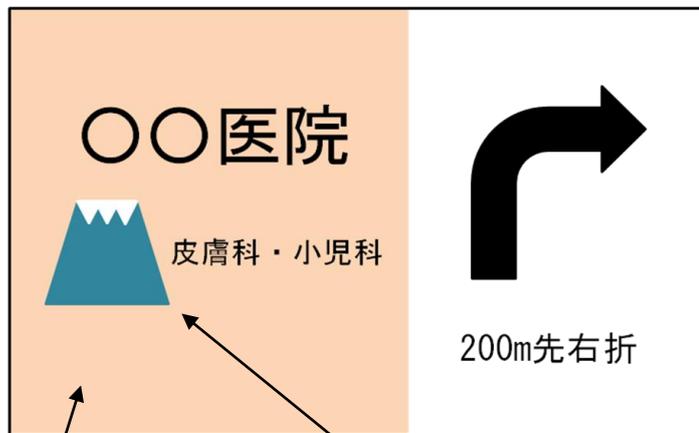
《案内図板の許可基準》

* 設置について

- ・やむを得ない場合にのみ、設置可能（直進誘導の禁止）
- ・設置場所から事業所までの距離は10km以内。
- ・相互間距離は、左右方向に50cm、前後方向に5m以上離す。
- ・電光動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものは禁止。（案内広告を直接照らすものを除く）

* 表示内容について

案内図板の高さは**地上5m以下**、表示面積は**片面3㎡以内**。ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。
（集合看板については、一者当たり2㎡。合計10㎡まで表示可能。）



地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分）の色彩は、マンセル表色系で彩度8以下。「東山・二の岡地区」、「国道138号等沿道地区」については、表示面積全体の基準もあり。

写真、絵の面積は板面の表示面積の3分の1以下とし、文字、地図、矢印と重ねない

事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示

案内表示（事業所等の名称を除く。）の面積は板面の表示面積の3分の1以上とし、この部分には、その他の文字、写真、絵を記載してはならない

4. 適用除外

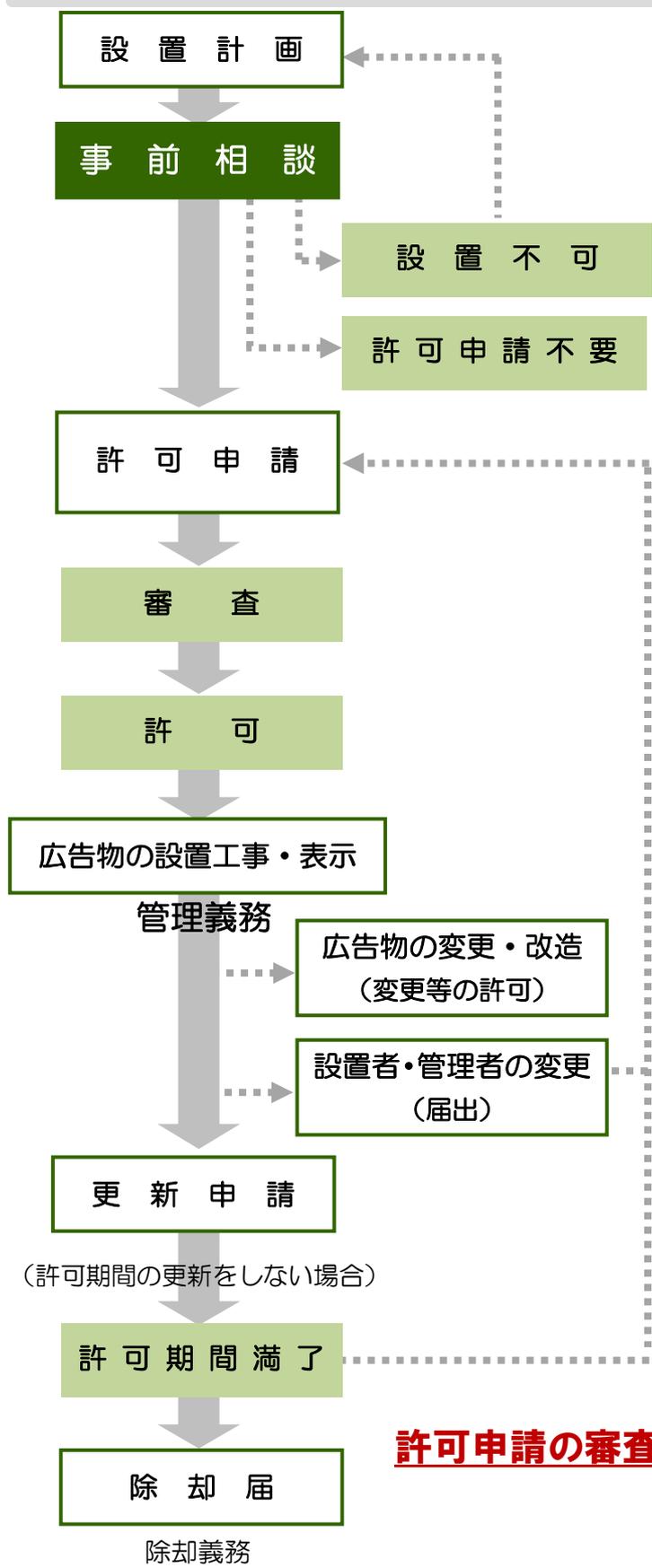
広告物の種類	個別基準 等
法令の規定により表示、設置する広告物	
国又は地方公共団体等が個別基準内で公共目的をもって表示する広告物	
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	
公益上必要な施設等に寄贈者名等を個別基準内で表示する広告物	○1 施設に 1 個 ○表示する物件の平面面積の 5 分の 1 以内かつ 0.5 m ² 以内
水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他の地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示する広告物	
店舗や事務所に設置する自家広告物の合計面積が右記の面積以内の場合	○東山・二の岡地区、国道 138 号等沿道地区、国道 246 号沿道地区、一般規制地区 ・・・ 5 m ² 以内 ○御殿場駅周辺地区・・・ 10 m ² 以内 ○普通規制地区・・・ 20 m ² 以内
自己の管理する土地又は物件の管理上必要な広告物	○5 m ² 以内
工事現場の板塀などの仮囲いに当該工事期間中に限り表示する広告物	○工事の期間中に限り表示するもの ○表示する物件の平面面積の 20 分の 1 以内
冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示する広告物	
講演会、展覧会、音楽会等のため、会場敷地内に表示する広告物	
電車又は、乗合自動車に個別基準内で表示する広告物	<p>《電車に表示するもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○側面 縦 0.45m 以下、横 0.6m 以下 側面につき各 2 個以内 ○前面及び後面 縦 0.41m 以下、横 0.25m 以下 前面及び後面につき各 1 個 <p>《乗合自動車に表示するもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○側面 縦 0.6m 以下、横 1.2m 以下 側面につき各 2 個以内 ○後面 縦 0.45m 以下、横 1.2m 以下 後面につき 1 個

人、動物、車両（電車又は乗合自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物	
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	
町内会・自治会等が個別基準内で設置する掲示板や掲示板に表示する広告物	≪野立てのもの≫ ○高さ 地上 5m以下 ○表示面積 合計 5 m ² 以内
	≪壁面又は塀を利用するもの≫ ○表示面積 合計 5 m ² 以内
簡易広告物（貼り紙、貼り札、広告旗、立て看板等）で、営利を目的とせず、個別基準内で設置する広告物	○営利を目的としない宣伝、集会、行事、催し物等 ○政党他、政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動、労働運動として行う宣伝、集会、行事、催し物等 ○表示期間が 30 日以内 ○表示者名又は連絡先を明記
	≪はり紙、はり札等≫ ○表示面積 1 m ² 以内
	≪広告旗、立看板等≫ ○表示面積 2 m ² 以内
送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク等に個別基準内で自己の氏名等を表示する広告物	≪東山・二の岡地区、国道 138 号等沿道地区≫ ○平面面積の 5 分の 1 以内または 15 m ² 以内のどちらか大きい方とする ○ただし、平面面積の 5 分の 1 が 30 m ² 以上である場合は、30 m ² 以内とする
	≪国道 246 号沿道地区、一般規制地区、御殿場駅周辺地区≫ [表示する物件の平面面積が 300 m ² 未満] ○平面面積の 5 分の 1 以内または 15 m ² 以内のどちらか大きい方とする [表示する物件の平面面積が 300 m ² 以上] ○平面面積の 10 分の 1 以内または 60 m ² 以内のどちらか大きい方とする
	≪普通規制地区≫ ○平面面積の 5 分の 1 以内または 15 m ² 以内のどちらか大きい方とする
禁止物件に管理上の必要で表示する広告物	
自家広告物である簡易広告物	○はり紙、はり札 5 枚以下 ○広告旗 5 本以下 ○立看板 3 枚以下

2 屋外広告物の許可申請



1. 許可申請手続きの流れ



※ は設置者の手続き

■許可申請・屋外広告物表示に当たってのお願い

- 道路を占有する場合は道路占用許可が必要です。
- 高さが4mを超える広告板・広告塔等を設置する場合には、建築基準法に基づく確認申請が必要です。
- 4m超の広告塔等を設置するときは、堅ろうな広告物として扱い、屋外広告物業の届出を行った者または講習会修了者など、一定の資格のある管理者を置かなければならないこととなっています。
- 自然公園法等の手続きが必要になる場合があります。
- 許可を受けた広告物へ発行した許可シールを必ず貼って下さい。

**許可申請の審査をスムーズに行うために
事前相談にご協力ください。**

2. 申請に必要な添付書類

それぞれの申請時には、以下の書類の添付が必要になります。

新規の場合

- ✓案内図
- ✓仕様書及び設計図（高さ・面積・構造のわかるもの）
- ✓色彩及び意匠を表す図面（マンセル値で表記）
- ✓広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真
- ✓屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
(✓堅ろうな広告物がある場合 管理者の設置届け)

変更の場合

- ✓案内図
- ✓変更の前後を比較できる仕様書及び設計図（高さ・面積・構造のわかるもの）
- ✓変更の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面（マンセル値で表記）
- ✓広告物又は掲出物件のカラー写真
- ✓屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し

継続の場合

- ✓申請前1月以内に撮影した広告物又はこれを掲出する物件のカラー写真
- ✓申請前3月以内に行った点検に係る屋外広告物点検報告書
- ✓屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し



3. 許可手数料

許可申請をする場合には、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要になります。

種別	内容		単位	金額
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの (第3種のを除く)		表示面積5平方メートルまでごとに	1,330円
第2種	はり札類、広告旗又は立看板類 (第3種のを除く)		1枚、1本又は1個につき	130円
第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまでごとに	1,590円
第4種	はり紙(第3種のを除く)		100枚までごとに	390円
第5種	看板その他これに類するもの (第3種のを除く)	巻き付けて取り付けられる広告物	1組につき	260円
		上記以外のもの	1個につき	

※ 変更等の許可申請手数料は、この表に掲げる額に0.5を乗じた額です。

御殿場市都市計画課

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

TEL : 0550-82-4231

FAX : 0550-82-4232

E-mail : keikaku@city.gotemba.lg.jp